

盛岡市障害福祉実施計画(案)について

平成 19 年 2 月 19 日

保 健 福 祉 部

1 計画案

別紙のとおり

2 計画の位置付け及び名称

本計画は、障害者自立支援法に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、また、社会福祉法に基づく地域福祉計画との整合を図るとともに、障害者基本法に基づき障害者の施策全般にわたる基本的な計画として平成 17 年 3 月に策定した「盛岡市障害者福祉計画」の障害福祉サービス等の実施に関する計画として位置付けるものである。

障害福祉計画の名称は「盛岡市障害福祉実施計画」とする。

3 計画の基本的考え方

- (1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 三障害に係る制度の一元化
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供

4 障害福祉サービスの提供に関する基本的考え方

- (1) 訪問系サービスの提供
- (2) 日中活動系サービスの提供
- (3) グループホーム等の充実、地域生活移行の推進
- (4) 福祉施設から一般就労移行の推進

5 計画期間及び見直し

第 1 期計画期間は平成 18 年度から平成 20 年度まで、第 2 期計画期間は平成 21 年度から平成 23 年度までとする。

第 2 期の計画については、平成 20 年度に見直しを予定しているが、さまざまな社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて計画期間内においても見直しを行うこととする。

盛岡市

# 障害福祉実施計画（案）

平成18年度～平成23年度

盛 岡 市

## はじめに

盛岡市は、平成17年にノーマライゼーション及びリハビリテーションを基本理念とし、完全参加と平等を計画目標とする盛岡市障害者福祉計画を策定し、すべての人が生涯にわたり安心して生活を送りながら、積極的に社会参加ができ、いきいきとして安心できる暮らしを目指しております。

障害保健福祉施策については、支援費制度の導入により、サービス利用が増えるなど、障害のある人が地域生活を進める上での支援が大きく前進しましたが、今後も利用者の増加が見込まれる中で、制度をより安定的かつ効率的なものとするため、また、障害種別によって異なっている障害福祉サービスの体系等を一元的なものとするため、障害者自立支援法が制定されました。

盛岡市においても、新しい制度のもとで障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援の仕組みを定める障害福祉実施計画を策定しました。

今後とも、障害のある人が安心して地域で自立した生活ができる社会の実現に向けて施策を推進してまいります。

( 附 録 )

盛岡市障害者福祉計画策定委員会  
盛岡市障害者福祉計画策定委員会



# 目 次

## 第1章 基本的事項

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け及び名称	1
3 計画の基本的考え方	2
4 障害福祉サービスの提供に関する基本的考え方	2
5 計画期間及び見直し	3
6 計画の点検、評価及び情報提供	3
7 障害者福祉計画における計画目標の位置付け	3
8 計画の策定体制	4

## 第2章 障害者及びサービス利用の現状

1 障害者の状況	5
2 サービス提供体制の現状	6
3 サービス提供基盤の整備状況	6
4 サービス利用の状況	7
5 養護学校等卒業者の進路状況	9

## 第3章 策定事項

1 平成23年度の数値目標の設定	10
2 障害福祉サービス・相談支援の見込量及び確保方策	12
3 地域生活支援事業の見込量及び確保方策	17

## 【資料】

○ 盛岡市障害福祉計画策定懇談会設置要領	23
○ 盛岡市障害福祉計画策定懇談会委員名簿	24

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の目的

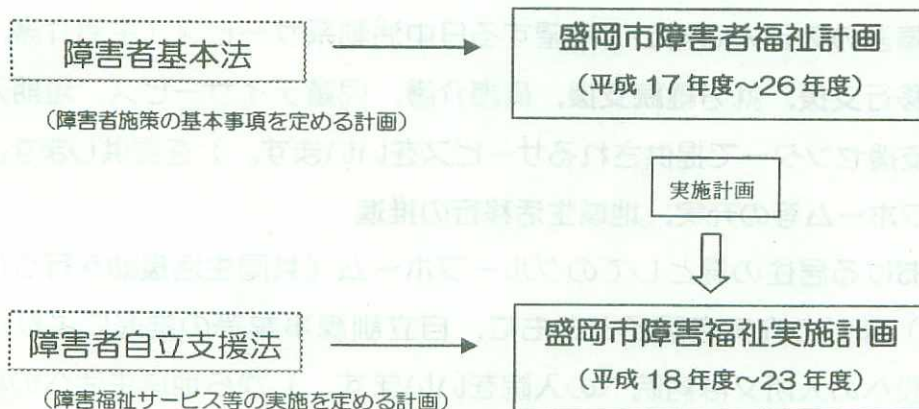
障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）では、従来の制度による課題に対応して、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村に対し障害福祉計画の作成を義務付けるなど、サービス体系全般について見直しが行われました。

盛岡市においても、障害者自立支援法及び国の指針に基づいて障害福祉計画を策定するものです。現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成 23 年度末に向けて、数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成 18 年度から平成 20 年度までの障害福祉計画を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するため、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、新たな障害福祉制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

## 2 計画の位置付け及び名称

本計画は、障害者自立支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、また、社会福祉法に基づく地域福祉計画との整合を図るとともに、障害者基本法に基づき障害者の施策全般にわたる基本的な計画として平成 17 年 3 月に策定した「盛岡市障害者福祉計画」の障害福祉サービス等の実施に関する計画として位置付けるものです。

障害福祉計画の名称は「盛岡市障害福祉実施計画」とします。





### 3 計画の基本的考え方

障害者自立支援法及び国の指針に基づいて、次の事項に配慮して計画を策定するものです。

#### (1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所や必要とする障害福祉サービスを選択し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を図ります。

#### (2) 三障害に係る制度の一元化

従来まで、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことに伴い、特にサービスが届いていなかった精神障害者へのサービスの充実を図り、適切な支援を行います。

#### (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービスを提供するとともに、障害のある人を地域全体で支えるため、地域の社会資源のネットワーク化を推進してまいります。

### 4 障害福祉サービスの提供に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供に当たっては、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定し、計画的に進めます。

#### (1) 訪問系サービスの提供

障害種別を問わないサービスの利用となるよう、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいいます。）を充実させます。

#### (2) 日中活動系サービスの提供

小規模作業所の利用者について、法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、障害のある人に対して希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療護介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。）を提供します。

#### (3) グループホーム等の充実、地域生活移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいいます。）などの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいいます。）から地域生活への移行を推進します。

#### (4) 福祉施設から一般就労移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を推進します。

### 5 計画期間及び見直し

#### (1) 第1期計画期間

平成18年度から平成20年度までとします。

#### (2) 第2期計画期間

平成21年度から平成23年度までとします。

#### (3) 見直し

第2期の計画については、平成20年度に見直しを予定していますが、さまざまな社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて計画期間内においても見直しを行います。

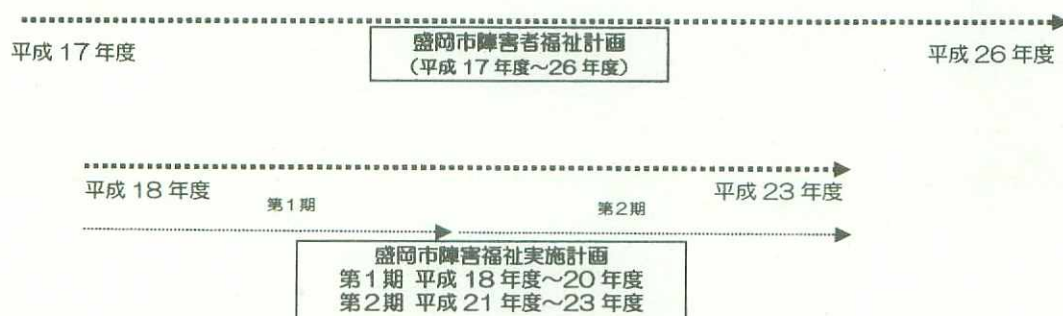
### 6 計画の点検、評価及び情報提供

計画の推進に当たっては、各年度における障害福祉サービスの利用状況、地域生活や一般就労への移行等、計画の進捗状況について点検及び評価を行います。

また、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等に関する情報について、広報やインターネット等により適切な提供を図ります。

### 7 障害者福祉計画における計画目標の位置付け

平成17年3月に策定した「盛岡市障害者福祉計画」における「計画目標」のうち、サービスの目標値については、今回策定する障害福祉実施計画の見込量をもってその目標値とします。



※ 計画の見直し --- 「障害者福祉計画」及び「障害福祉実施計画」ともに、平成20年度に見直しを予定しています。



## 8 計画の策定体制

### (1) 盛岡市障害福祉計画策定懇談会の開催

関係団体等により構成される盛岡市障害福祉計画策定懇談会を開催し、幅広い関係者の意見を反映させました。

### (2) サービス利用状況及び市民意見等の把握

障害福祉サービスの必要量を見込むため、これまでのサービスの利用実態の把握、障害福祉サービス事業所や作業所に出向いての事業者や利用者からの聞き取り、サービス事業者団体等との意見交換及びパブリックコメントの実施により、市民等の意見を広く取り入れて計画の策定に反映させました。



## 第2章 障害者及びサービス利用の現状

### 1 障害者の状況

身体障害、知的障害及び精神障害に係る手帳の交付数は、この5年間において、年々増加しています。

#### ● 障害者手帳交付者数

〈身体障害者手帳〉

(各年度3月31日現在)

区分	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1級	122	2,488	2,610	117	2,570	2,687	118	2,716	2,834	124	2,803	2,927	120	2,879	2,999
2級	39	1,744	1,783	40	1,727	1,767	37	1,706	1,743	32	1,696	1,728	33	1,689	1,722
3級	19	1,345	1,364	22	1,383	1,405	22	1,409	1,431	23	1,441	1,464	33	1,484	1,517
4級	16	1,508	1,524	17	1,559	1,576	21	1,656	1,677	20	1,716	1,736	16	1,789	1,805
5級	5	698	703	6	678	684	6	667	673	5	660	665	4	651	655
6級	9	576	585	11	571	582	12	580	592	10	582	592	10	584	594
計	210	8,359	8,569	213	8,488	8,701	216	8,734	8,950	214	8,898	9,112	216	9,076	9,292

〈療育手帳〉

(各年度3月31日現在)

区分	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
A	173	424	597	171	416	587	192	487	679	198	496	694	170	538	708
B	206	515	721	201	524	725	215	649	864	245	664	909	235	727	962
計	379	939	1,318	372	940	1,312	407	1,136	1,543	443	1,160	1,603	405	1,265	1,670

〈精神障害者保健福祉手帳〉

(各年度3月31日現在)

区分	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1級	0	62	62	1	80	81	1	142	143	2	201	203	1	243	244
2級	0	165	165	0	247	247	0	342	342	0	371	371	0	427	427
3級	0	83	83	0	91	91	0	123	123	0	151	151	0	148	148
計	0	310	310	1	418	419	1	607	608	2	723	725	1	818	819

○ 精神保健福祉法による通院医療費公費負担等申請届出人数 5,465人(平成18年3月末現在、盛岡保健所調べ)

## 2 サービス提供体制の現状

障害のある人への支援については、これまで施設への入所や通所を中心に行われてきました。

その後、施設での保護的な支援から地域での生活に対する支援へと移り変わり、ホームヘルプサービス、短期入所、デイサービス等の在宅サービスの提供体制が整備されてきましたが、今後は、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障害のある人が増えることが想定され、在宅サービスの充実がますます求められています。

このことから、サービス基盤の整備とともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現に向けて、地域の社会資源であるNPOやボランティア等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、身近な地域におけるサービス拠点づくりが課題となっています。

これまでの福祉施設は、障害者自立支援法に基づく新しい体系に移行していくこととなりますが、利用者の地域生活への移行を進めるに当たっては、住まいや日中活動の場の確保をはじめとする在宅サービスや相談支援の充実が求められています。地域の社会資源である福祉施設が長年培ってきた障害のある人への支援のノウハウを生かし、支援を必要とする障害のある人に対応していただくことが期待されています。

## 3 サービス提供基盤の整備状況

盛岡市内における、サービス種類ごと及び障害種別ごとの障害者福祉サービス事業所等の数は次のとおりです。

### (1) 居宅サービス（盛岡市内の事業所）

（平成18年9月現在）

区	分	事業所数
居宅介護	身体障害者	27
	知的障害者	12
	障害児	10
	精神障害者	8
短期入所	身体障害者	2
	知的障害者	6
	障害児	4
	精神障害者	1
デイサービス	身体障害者	3
	知的障害者	5
	障害児	4
グループホーム	知的障害者	25
	精神障害者	12



## (2) 施設サービス（盛岡市内の施設）

（平成18年9月現在）

区 分		施設数	定員(人)
更生施設入所	身体障害者	1	30
	知的障害者	3	150
更生施設通所	身体障害者	1	3
	知的障害者	2	60
授産施設入所	身体障害者	1	55
授産施設通所	身体障害者	3	62
	知的障害者	6	189
	精神障害者	1	30
福祉ホーム	精神障害者	1	20
小規模作業所	身体障害者	3	-
	知的障害者	6	-
	精神障害者	5	-

※ 分場も1施設としています。

## 4 サービス利用の状況

サービス種類ごと及び障害種別ごとの利用状況は次のとおりです。

## (1) 居宅サービスの利用状況

区 分		平成16年7月	平成17年7月	平成18年7月	
居宅介護	身体障害者	利用者数	73	80	83
		利用時間	2,358	2,324	2,628
	知的障害者	利用者数	29	38	46
		利用時間	208	321	456
	障 害 児	利用者数	3	7	5
		利用時間	40	99	63
	精神障害者	利用者数	15	14	13
		利用時間	70	58	50
	計	利用者数	120	139	147
		利用時間	2,676	2,805	3,197
短期入所	身体障害者	利用者数	6	5	3
		利用日数	37	38	18
	知的障害者	利用者数	15	22	26
		利用日数	96	134	161
	障 害 児	利用者数	11	19	5
		利用日数	32	78	15

区 分		平成 16 年 7 月	平成 17 年 7 月	平成 18 年 7 月
短期入所	精神障害者	利用者数	0	0
		利用日数	0	0
	計	利用者数	32	46
		利用日数	165	250
デイサービス	身体障害者	利用者数	121	105
		利用日数	705	588
	知的障害者	利用者数	23	43
		利用日数	274	535
	障 害 児	利用者数	59	76
		利用日数	614	762
	計	利用者数	203	224
		利用日数	1,593	1,885
グループホーム	知的障害者	利用者数	90	95
	精神障害者	利用者数	49	53
	計	利用者数	139	148

(2) 施設サービスの利用状況

区 分		平成 16 年 7 月	平成 17 年 7 月	平成 18 年 7 月
身体障害者療護施設	利用者数	62	60	67
身体障害者更生施設（入所）	利用者数	5	3	6
身体障害者更生施設（通所）	利用者数	1	0	0
身体障害者授産施設（入所）	利用者数	38	40	38
身体障害者授産施設（通所）	利用者数	43	46	42
身体障害者授産施設（相互利用）	利用者数	9	8	6
知的障害者更生施設（入所）	利用者数	176	174	172
知的障害者更生施設（通所）	利用者数	67	65	73
知的障害者授産施設（入所）	利用者数	9	9	9
知的障害者授産施設（通所）	利用者数	158	161	178
知的障害者授産施設（相互利用）	利用者数	20	19	21
知的障害者福祉工場	利用者数	5	5	5
知的障害者通勤寮	利用者数	1	1	1
精神障害者授産施設（通所）	利用者数	39	37	39
精神障害者生活訓練施設	利用者数	7	4	4
精神障害者福祉ホーム	利用者数	17	17	16
小規模作業所	利用者数	138	147	160



## 5 養護学校等卒業者の進路状況

養護学校等の卒業者の進路の状況は次のとおりです。

### ● 養護学校等卒業者の進路状況

(卒業年度による区分)

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	計
養護学校	進学	4	3	4	11
	就職	18	15	14	47
	入所施設	14	19	23	56
	通所施設	33	28	44	105
	在宅その他	12	7	11	30
	計	81	72	96	249
盲学校	進学	2	1	5	8
	就職	4	7	5	16
	入所施設				
	通所施設			1	1
	在宅その他		1	2	3
	計	6	9	13	28
ろう学校	進学			6	6
	就職	2	1	3	6
	入所施設			1	1
	通所施設			2	2
	在宅その他		1		1
	計	2	2	12	16
計	進学	6	4	15	25
	就職	24	23	22	69
	入所施設	14	19	24	57
	通所施設	33	28	47	108
	在宅その他	12	9	13	34
	計	89	83	121	293

\* 通所施設には福祉作業所及びデイサービスを含む。

(盛岡市以外の卒業者を含む。)

### 第3章 策定事項

#### 1 平成 23 年度の数値目標の設定

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、必要な障害福祉サービスの量について、現行の施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として設定します。数値については、岩手県が行った調査を基に算定しています。

##### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害のある人のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者について、数値目標を設定します。

平成 18 年 7 月 1 日現在、福祉施設に入所している障害のある人は、395 人です。

国が示した値を基本に、本市の実情を踏まえ、施設入所者の 26.3%、104 人が地域生活へ移行するとともに、7.3%、29 人の入所者数が減少することを目指します。

##### (国の指針)

現時点の施設入所者数の 1 割以上が地域生活へ移行することとともに、これにあわせて平成 23 年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から 7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	395 人	平成 18 年 7 月 1 日現在
【目標値】 地域生活移行者数	104 人 (26.3%)	現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】 削減見込数	29 人 (7.3%)	平成 23 年度末段階での削減見込数 (割合については、削減見込数を全入所者で除した値)



## (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人（以下「退院可能精神障害者」といいます。）は、27 人です。平成 23 年度末までに、退院可能精神障害者全員が地域生活に移行することを目指します。

(国の指針)

平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の解消をめざし、平成 23 年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。

項目	数 値	備 考
現 在	27 人	現在の退院可能精神障害のある人数 (平成 18 年 7 月 1 日現在)
【目標値】 減少数	27 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

## (3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

障害福祉施設を退所して一般就労した者の、平成 15 年度から平成 17 年度までの平均は、4 人となっています。

国が示した値を踏まえ、平成 23 年度中に、現在の 4 倍、16 人の障害のある人が、障害福祉施設から一般就労に移行することを目指します。

(国の指針)

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。

項目	数 値	備 考
現在の年間 一般就労移行者数	4 人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (平成 15 年度から平成 17 年度までの平均)
【目標値】 目標年度の年間一般 就労移行者数	16 人 (4 倍)	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数



## 2 障害福祉サービス・相談支援の見込量及び確保方策

### (1) 見込量

平成20年度までの各年度及び平成23年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

#### ア 訪問系サービス（月あたり）

サービス体系	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	3,199	3,520	3,872	4,482

#### イ 日中活動系サービス（月あたり）

サービス体系		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新 体 系 ①	生活介護	人日分	181	3,327	6,055	8,145
	自立訓練（機能訓練）	人日分	22	264	264	264
	自立訓練（生活訓練）	人日分	242	1,128	1,466	1,734
	就労移行支援	人日分	22	574	1,024	1,756
	就労継続支援（A型）	人日分	0	246	374	858
	就労継続支援（B型）	人日分	550	4,362	6,114	8,192
	療養介護	人分	7	8	9	50
旧法施設支援②	旧入所サービス	人日分	7,106	5,236	2,882	0
	旧通所サービス	人日分	6,094	2,640	484	0
計（療養介護除く）（①+②）		人日分	14,217	17,777	18,663	20,949
児童デイサービス		人日分	1,723	2,279	2,506	2,506
短期入所		人日分	225	243	262	294

#### ウ 居住系サービス（月あたり）

サービス体系		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新 体 系	共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人分	178	209	229	302
	施設入所支援	人分	2	82	178	289
	旧法施設支援	人分	297	221	131	0
計		人分	477	512	538	591

#### エ 相談支援（年間）

サービス体系	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
サービス利用計画作成対象者	人分	10	30	45	60



## (2) サービスの実施及び見込量の確保方策

### ア 訪問系サービス

#### ○ サービスの実施

地域で生活する障害のある人に、障害の特性に応じた質の高いサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携してサービスの向上と提供体制の充実を図ります。

居宅介護では、障害のある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助を行います。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

行動援護では、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

重度障害者等包括支援では、障害程度が重く意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

#### ○ 見込量の確保方策

三障害が一元化されたことから、障害特性を理解したヘルパーの確保に努め、サービスの充実を図っていきます。

重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、サービス内容や対象者等について十分な情報を提供するとともに、サービス提供事業者の参入の促進を図るなど事業者の確保に努めます。

### イ 日中活動系サービス

#### ○ サービスの実施

##### (ア) 生活介護

常時介護を要する障害のある人に、主として昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供するため、関係機関や事業者と連携してサービスの向上と提供体制の充実を図ります。

(イ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

入所施設の退所者や病院の退院者、養護学校の卒業者等が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

(ロ) 就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる者を対象に、関係機関と連携して一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行います。

(ハ) 就労継続支援

・就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人を対象に、関係機関と連携して就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。

・就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人を対象に、関係機関と連携して就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会の提供を行い、就労への移行に向けた支援を行います。

(ニ) 療養介護

医療機関で機能訓練や療養に係る介護、日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。

(ホ) 児童デイサービス

療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適應できるよう、関係機関と連携し、児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な支援を行います。

(ヘ) 短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。



## ○ 見込量の確保方策

地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者の参入の促進を図り、事業者と連携して利用希望者に事業者情報を提供していきます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業については、地域の社会資源のネットワーク化の推進により、就労支援に努めます。

療養介護については、医療機関をはじめとする関係機関との連携を図ります。

児童デイサービスや短期入所については、今後も身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

## ウ 居住系サービス

### ○ サービスの実施

#### (ア) 共同生活援助・共同生活介護

##### ・共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある人に、主として夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

##### ・共同生活介護（ケアホーム）

介護を要する障害のある人に、主として夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図り、地域で生活する障害のある人に対する理解の醸成に努めます。

#### (イ) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護支援を行います。

### ○ 見込量の確保方策

入院や入所中の障害のある人の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助及び共同生活介護事業の計画的な推進が必要となりますので、今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービスの提供に努め、また、関係機関や事業者と連携してサービスの向上と提供体制の確保に努めます。

また、サービス提供事業者の参入の促進を図り、事業者によるグループホーム・ケアホームの誘導を進め、利用者のニーズに応じた居住の場の確保を図ります。

## エ 相談支援体制の整備

障害のある人の地域生活をより効果的に支援するため、障害種別ごとに4箇所の相談支援事業所に委託し、最適な障害福祉サービスが受けられるようサービス利用計画の作成を行います。これらの事業を実施し、見込量を確保します。

※ 「旧法施設支援」 --- 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める療護施設、更生施設、授産施設及び生活訓練施設等に入所又は通所することをいいます。

これらの施設は、障害者自立支援法の施行により平成23年度までに新体系に移行することになります。



### 3 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

#### (1) 見込量

平成 20 年度までの各年度及び平成 23 年度における地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

#### ○ 地域生活支援事業の種類ごとの見込量

事業名 (1)～(5)は必須事業 (6)は任意事業	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数
(1) 相談支援事業								
① 相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業(広域)	4		4		4		4	
イ 地域自立支援協議会(広域)	1		1		1		1	
② 成年後見制度利用支援事業	1		1		1		1	
(2) コミュニケーション支援事業 ・手話通訳者派遣事業 ・手話通訳者設置事業 ・要約筆記奉仕員派遣事業		102人 (延べ 1,521件)		110人 (延べ 1,570件)		110人 (延べ 1,570件)		110人 (延べ 1,570件)
(3) 日常生活用具給付等事業 (給付等見込み件数)		1,409		2,648		2,738		3,014
① 介護訓練支援用具		10		10		10		10
② 自立生活支援用具		16		16		16		16
③ 在宅療養等支援用具		42		42		42		45
④ 情報意志疎通支援用具		94		94		94		95
⑤ 排池管理支援用具		1,239		2,478		2,568		2,838
⑥ 居住生活動作補助用具		8		8		8		10
(4) 移動支援事業 (A)---利用見込み者数 (B)---延べ利用見込み時間数	20	(A) 15 (B) 439	20	(A) 17 (B) 966	20	(A) 19 (B) 1,063	20	(A) 23 (B) 1,413
(5) 地域活動支援センター								
① 基礎的事業	0	0	17	236	16	236	14	224
② 機能強化事業	0		11		10		8	

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数
(6)その他の事業								
① 盲人ホーム事業	1	9	1	9	1	9	1	9
② 生活サポート事業	3	3	3	3	3	3	3	3
③ 訪問入浴サービス事業	8	267	8	336	8	336	8	336
④ 更生訓練費等給付事業	6	636	6	636	6	636	6	636
⑤ 生活支援事業	4	80	4	80	4	80	4	80
⑥ 日中一時支援事業	20	200	30	300	30	300	40	400
⑦ 社会参加促進事業 ・障害者スポーツ大会開催 ・スポーツ振興 ・点字広報発行 ・自動車関係（免許、改造） ・手話率社員養成 ・福祉電話	26	1,853	26	1,860	26	1,860	26	1,900
⑧ 経過的デイサービス事業	7	215	-	-	-	-	-	-

## (2) 事業の実施及び見込量の確保方策

地域生活支援事業は、障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

地域生活支援事業の実施にあたっては、障害のある人の障害程度認定区分、心身の障害の状態、障害のある人の介護を行う者の状況等を総合的に勘案しつつ、障害のある人が必要とする障害福祉サービスのほか、地域生活の支援に関し必要なサービスを受けられるよう配慮します。

### ア 相談支援事業

#### ○ 事業の実施

障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が不可欠です。このため、障害のある人や介護を行う者などからの相談に応じるため、必要な事業を行います。



○ 見込量の確保方策

地域の実情に応じ適切かつ効果的な相談支援事業を実施するため、盛岡広域圏内の相談支援事業者、岩手県盛岡地方振興局及び市町村で設置した「盛岡広域圏障害者自立支援協議会」を活用し、関係機関との連携強化を図ります。

また、障害のある人の権利擁護のために必要な援助として、成年後見制度利用支援事業等を行います。

イ コミュニケーション支援事業

○ 事業の実施

意思疎通の円滑化を図ることを目的に、聴覚機能、言語機能、音声機能その他の障害のある人を対象に、手話通訳等に係る事業を行います。

○ 見込量の確保方策

これまでの手話通訳者設置事業を引き続き実施するほか、新たに手話通訳者派遣事業や要約筆記奉仕員派遣事業を行い、個々の障害の状況や必要性に応じてサービスを提供します

ウ 日常生活用具給付事業

○ 事業の実施

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

○ 見込量の確保方策

個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供し、重度障害者の日常生活上の利便を図るため、次に掲げる用具の給付を行います。

(ア) 介護訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等の、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(ウ) 在宅療護等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障害のある人の在宅療護等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(I) 情報意志疎通支援用具

点字器や人工咽頭等の、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(オ) 排泄管理支援用具

ストマ用装具等の障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

(カ) 居住生活動作補助用具

障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を伴うもの。

## エ 移動支援事業

### ○ 事業の実施

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

### ○ 見込量の確保方策

移動支援サービスを提供する事業所を確保し、障害のある人の移動支援を行います。

## オ 地域活動支援センター事業

### ○ 事業の実施

障害のある人の地域生活を支援するために、個々のニーズに応じて創作的活動又は生産活動の機会を提供し、地域における相談窓口や交流事業の促進を図るとともに、センター間の連携事業等を行い、地域に開かれた「地域活動支援センター事業」を展開していきます。

#### ・ 地域活動支援センターⅠ型

障害のある人の地域移行が進められるなかで、専門職員を配置し、日中活動の場の確保と相談支援の充実を図るため、センターの設置について検討してまいります。



・ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人や何らかの理由で障害福祉サービスを受けることができない障害のある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、併せて機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するためのセンターを設置します。

・ 地域活動支援センターⅢ型

身近な地域における働く場、日中活動の場として障害のある人の社会参加や自立支援を進める役割を担ってきた小規模作業所が更なる安定的、継続的運営を図るため、センターへ移行します。

○ 見込量の確保対策

・ 地域活動支援センターⅠ型

センターの設置について、関係機関や団体と協議を進めてまいります。

・ 地域活動支援センターⅡ型

利用者のニーズに沿ったサービス提供ができるよう事業者等と協議を進めながら設置に努めます。

・ 地域活動支援センターⅢ型

小規模作業所が円滑に移行できるように必要な支援を行います。さらに、充実した障害福祉サービスが受けられるよう事業所への移行を進めます。

カ その他の事業

その他の事業については、次に掲げる事業を実施し、見込量を確保します。

(ア) 盲人ホーム事業

盲人ホームの運営費の一部を助成します。

(イ) 生活サポート事業

介護給付の該当にならない人に対して、ホームヘルプなど必要なサービスを提供します。

(ウ) 訪問入浴サービス事業

地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を実施します。

(エ) 更生訓練費等給付事業

身体障害者更生援護施設・授産施設に入所している障害のある人の社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。

(オ) 生活支援事業

日常生活上必要な知識・技能の修得を図るため講習会等を実施します。

(カ) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場の確保と、障害のある人を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

(キ) 社会参加促進事業

障害者スポーツ大会の開催、スポーツ振興事業の実施、点字広報の発行、自動車改造助成事業、自動車運転免許取得助成事業、手話奉仕員養成講座開催事業及び福祉電話設置等助成事業を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。



## 【資料】

### ○ 盛岡市障害福祉計画策定懇談会設置要領

平成 18 年 11 月 10 日市長決裁

#### (設置)

第 1 盛岡市障害福祉計画の策定に関し広く意見を得るため、盛岡市障害福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### (組織)

第 2 懇談会は、委員 20 人以内をもって組織する。

#### (会長及び副会長)

第 3 懇談会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 4 懇談会は、市長が招集する。

#### (庶務)

第 5 懇談会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

#### (補則)

第 6 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

#### (実施期日)

第 7 この要領は、平成 18 年 11 月 10 日から実施する。

○ 盛岡市障害福祉計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等	
田 中 尚	岩手県立大学社会福祉学部助教授	会 長
西 郷 賢 治	社団法人盛岡市身体障害者協議会理事長	副会長
大信田 康 統	社団法人盛岡市身体障害者協議会	
鎌 田 文 聰	岩手大学教育学部教授・附属養護学校校長	
上川原 幸 男	相談支援事業関係者 社会福祉法人みやま会地域生活支援センター滝沢センター長	
川 村 憲 司	盛岡市社会福祉協議会常務理事	
昆 野 知 幸	盛岡市手をつなぐ育成会	
斉 藤 義 幸	岩手県精神障害者家族会連合会	
鈴 木 千 恵 子	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員	
津志田 貞 子	玉山区自治会連絡協議会理事	
中 村 康 夫	岩手県難病団体連絡協議会常任理事	
新 里 耕 一	岩手県精神障害者家族会連合会理事	
西 崎 多 尋	盛岡広域圏障害者就業支援センター所長	
沼 澤 洋 一	障害者作業所関係者 ほのぼのネットワーク福祉未来回廊計画部長	
伴 亨	日本精神科病院協会岩手県支部長 社団医療法人法成会理事長・平和台病院院長	
細 田 重 憲	岩手県盛岡地方振興局保健福祉環境部長	
三 浦 義 孝	社団法人盛岡市医師会副会長	
山 田 明 夫	障害者地域生活サポート推進ネットワーク協議会事務局長	
吉 田 田 鶴 子	岩手県重症心身障害児(者)を守る会	
米 内 恵 美	盛岡市手をつなぐ育成会副会長	

(平成19年1月現在)



## 盛岡市障害福祉実施計画

---

発行 盛岡市  
編集 盛岡市保健福祉部障害福祉課  
電話 019-651-4111  
ホム°-ツ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>

---